

長期優良住宅認定申請手数料(1/2)

R4.10.1改正

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料

(1) 登録住宅性能評価機関による確認書もしくは住宅性能評価書を添付する場合

区 分		新 築	増 改 築・既存
一戸建ての住宅		15,000 円	22,000 円
区分所有住宅 ※住棟単位で申請	総住戸数	1戸～5戸	26,000円
		6戸～10戸	43,000円
		11戸～25戸	70,000円
		26戸～50戸	112,000円
		51戸～100戸	170,000円
		101戸～200戸	288,000円
		201戸～300戸	364,000円
		413,000円	621,000円
共同住宅等(一戸建ての住宅及び区分所有住宅以外) ※住戸単位で申請	総住戸数	1戸～5戸	26,000円 ÷ 申請住戸数
		6戸～10戸	43,000円 ÷ 申請住戸数
		11戸～25戸	70,000円 ÷ 申請住戸数
		26戸～50戸	112,000円 ÷ 申請住戸数
		51戸～100戸	170,000円 ÷ 申請住戸数
		101戸～200戸	288,000円 ÷ 申請住戸数
		201戸～300戸	364,000円 ÷ 申請住戸数
		413,000円 ÷ 申請住戸数	621,000円 ÷ 申請住戸数

※住宅性能評価書は、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る ※1

(2) 登録住宅性能評価機関による確認書もしくは住宅性能評価書が添付されない場合

区 分		新 築	増 改 築・既存
一戸建ての住宅		48,000 円	71,000 円
区分所有住宅 ※住棟単位で申請	総住戸数	1戸～5戸	125,000円
		6戸～10戸	199,000円
		11戸～25戸	395,000円
		26戸～50戸	708,000円
		51戸～100戸	1,216,000円
		101戸～200戸	2,250,000円
		201戸～300戸	3,215,000円
		3,943,000円	5,918,000円
共同住宅等(一戸建ての住宅及び区分所有住宅以外) ※住戸単位で申請	総住戸数	1戸～5戸	125,000円 ÷ 申請住戸数
		6戸～10戸	199,000円 ÷ 申請住戸数
		11戸～25戸	395,000円 ÷ 申請住戸数
		26戸～50戸	708,000円 ÷ 申請住戸数
		51戸～100戸	1,216,000円 ÷ 申請住戸数
		101戸～200戸	2,250,000円 ÷ 申請住戸数
		201戸～300戸	3,215,000円 ÷ 申請住戸数
		3,943,000円 ÷ 申請住戸数	5,918,000円 ÷ 申請住戸数

※1

2. 長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料 ※2

(上記1の認定申請手数料) × 1/2

3. 譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

申請一件あたり 2,000円

4. 認定計画実施者の地位の承継承認手数料

申請一件あたり 2,000円

5. 容積率特例の許可に関する審査の申請手数料

申請一件あたり 160,000円

※1 50円未満の端数があるときは切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは切り上げます。

※2 R4.2.19以前の基準で申請された認定住宅の変更、譲受、承継等(R3.5.28改正法附則の経過措置対象)についてはR4.2.20条例改正以前の手数料を参照します。(次ページ参照)

※3 あわせて確認申請を申し出る場合は、さらに確認申請手数料が加算されます。

長期優良住宅認定申請手数料(2/2)

R4.2.20改正以前の申請手数料

注意:令和4年(2022年)2月19日以前の基準で申請された建築物の変更、譲受、地位の承継については
従前の手数料(本紙参照の法改正以前の手数料)を参照する。

※住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号) 附則 第二条2項

1. 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

(1) 登録住宅性能評価機関による適合証が添付された場合

区 分		新 築	増 改 築
一戸建ての住宅		14,000 円	20,000 円
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他一戸建ての住宅 以外の住宅)	1 棟 の 総 住 戸 数	1戸～5戸	25,000円 ÷ 申請住戸数
		6戸～10戸	41,000円 ÷ 申請住戸数
		11戸～25戸	69,000円 ÷ 申請住戸数
		26戸～50戸	110,000円 ÷ 申請住戸数
		51戸～100戸	168,000円 ÷ 申請住戸数
		101戸～200戸	286,000円 ÷ 申請住戸数
		201戸～300戸	362,000円 ÷ 申請住戸数
		301戸以上	412,000円 ÷ 申請住戸数
		38,000円 ÷ 申請住戸数	62,000円 ÷ 申請住戸数
		103,000円 ÷ 申請住戸数	166,000円 ÷ 申請住戸数
		253,000円 ÷ 申請住戸数	431,000円 ÷ 申請住戸数
		546,000円 ÷ 申請住戸数	619,000円 ÷ 申請住戸数

(2) 住宅性能評価書が添付された場合

区 分		新 築	増 改 築
一戸建ての住宅		16,000 円	/
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他一戸建ての住宅 以外の住宅)	1 棟 の 総 住 戸 数	1戸～5戸	61,000円 ÷ 申請住戸数
		6戸～10戸	98,000円 ÷ 申請住戸数
		11戸～25戸	184,000円 ÷ 申請住戸数
		26戸～50戸	316,000円 ÷ 申請住戸数
		51戸～100戸	486,000円 ÷ 申請住戸数
		101戸～200戸	884,000円 ÷ 申請住戸数
		201戸～300戸	1,206,000円 ÷ 申請住戸数
		301戸以上	1,458,000円 ÷ 申請住戸数

(3) 適合証もしくは住宅性能評価書が添付されない場合

区 分		新 築	増 改 築
一戸建ての住宅		46,000 円	70,000 円
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他一戸建ての住宅 以外の住宅)	1 棟 の 総 住 戸 数	1戸～5戸	123,000円 ÷ 申請住戸数
		6戸～10戸	198,000円 ÷ 申請住戸数
		11戸～25戸	394,000円 ÷ 申請住戸数
		26戸～50戸	707,000円 ÷ 申請住戸数
		51戸～100戸	1,215,000円 ÷ 申請住戸数
		101戸～200戸	2,248,000円 ÷ 申請住戸数
		201戸～300戸	3,214,000円 ÷ 申請住戸数
		301戸以上	3,941,000円 ÷ 申請住戸数
		186,000円 ÷ 申請住戸数	297,000円 ÷ 申請住戸数
		592,000円 ÷ 申請住戸数	1,061,000円 ÷ 申請住戸数
		1,824,000円 ÷ 申請住戸数	3,375,000円 ÷ 申請住戸数
		4,825,000円 ÷ 申請住戸数	5,916,000円 ÷ 申請住戸数

2. 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

(上記の認定申請手数料) × 1/2

3. 譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

一戸あたり	2,000円
-------	--------

4. 認定計画実施者の地位の承継承認手数料

一戸あたり	2,000円
-------	--------

※50円未満の端数があるときは切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは切り上げます。
※あわせて確認申請を申し出る場合は、さらに確認申請手数料が加算されます。